

監査公表第15号(平成27年7月10日、県公報第3709号登載)

**新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果に基づく措置通知
(平成26年度)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関の監査結果の報告(平成27年3月23日26監総第465号-2)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年7月10日

福岡県監査委員	山下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
福岡県監査委員職務執行者	井 本 邦 彦

27 社 活 第 43 号
平成 27 年 4 月 15 日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 行 正 晴 實 様
同 井 本 邦 彦 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 27 年 3 月 23 日 26 監総第 465 号－2 の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部	行政財産の目的外使用許可に伴う使用料において、調定が遅延していた。	行政財産使用料の調定状況を確認するチェックリストを作成し、財務担当者及び出納員が活用することにより適正な調定を行う。
アジア文化交流センター	所属の金庫に、前渡資金の残額である外国紙幣、硬貨が入っていた。	外貨残金について整理簿を作成し記載するとともに、整理簿は出納員引継ぎ目録に記載し管理する。 また、外貨残金を減らす方策についても検討を行う。

27保総第290号
平成27年5月25日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
福岡県監査委員職務執行者 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月23日26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 粕屋保健福祉 事務所	生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給不足となっていた。	支給不足について、平成26年11月特別基準審査会に諮り、追加支給した。 今後は担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
	生活保護費の支給において、児童手当の収入認定誤りにより支給不足となっていた。	支給不足について、遡及可能な期間を経過していたため、「平成15年11月21日15監保第398号保健福祉部監査保護課長通知」により遡及支給しないこととした。 今後は担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

<p>保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所</p>	<p>雇用保険料納付金の調定において、雇用保険料の負担率等を誤ったため、徴収過不足となっていた。</p>	<p>関係通知を再確認し職員に周知徹底するとともに、保健医療介護総務課及び保護・援護課に予算費目等を確認し、返納及び追給手続きを行った。</p> <p>担当者だけでなく、複数人によりチェックする体制を再確認し、チェックの徹底を図ることにより、適正な事務処理に努める。</p>
<p>保健医療介護部 田川保健福祉 事務所</p>	<p>生活保護費の支給において、高等学校就学費の入力誤りにより、支給不足となっていた。</p>	<p>支給不足について、平成26年11月特別基準審査会に諮り、追加支給した。</p> <p>今後は、担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所</p>	<p>行政財産の使用許可について、財務規則によらず、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。</p>	<p>未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。</p> <p>今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。</p>
	<p>生活保護費の支給において、特別児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。</p>	<p>支給過について、平成27年1月、生活保護法第63条による返還処理を行った。</p> <p>今後は、担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて、増加している。	生活保護受給中の世帯の債権について、担当ケースワーカーと連携して納付強化に努める。 今後は、郵便、電話訪問等を組み合わせて納付を促し、債権回収に努める。
	狂犬病予防注射手数料において、財務規則によらず、領収証紙の消印が漏れていた。	速やかに消印を押した。 担当者だけではなく、複数名によりチェックする体制を再確認し、チェックの徹底を図ることにより、適正な事務処理に努める。
	施設使用料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。	納入通知書の発出が済んだものには、当該調定決議書に発出済のチェックを記し、発出漏れを防ぐようにした。
	生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給過となっていた。	支給過について、平成27年1月、生活保護法第63条による返還処理を行った。 今後は担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
	生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給不足となっていた。	支給不足について、平成26年11月特別基準審査会に諮り、追加支給した。 今後は担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

保健医療介護部	生活保護費の支給において、住宅費の認定誤りにより、支給過となっていた。	支給過について、平成27年2月生活保護法第63条による返還処理を行った。 今後は、担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
	生活保護費の支給において、学習支援費の認定誤りにより、支給不足となっていた。	支給不足について、遡及可能な期間を経過していたため、「平成15年11月21日15監保第398号保健福祉部監査保護課長通知」により遡及支給しないこととした。 今後は、担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
	報酬において、支出科目を誤って支出していた。	今後は、職員の財務会計制度に関する知識、理解の向上を図るとともに、支払期限までに予算令達要求を行うよう徹底するなど、組織として会計処理の状況を常時管理し、適正な事務処理に努める。
	賃貸借契約において、財務規則によらず、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。	平成26年11月22日付で契約内容変更の契約を行った。 今後は、常に財務関係法令や事務の手引き等により、契約書等の内容を確認した上で処理する。 決裁過程には、一層厳格にチェックを行い、書類内容の確認を徹底するとともに、起案者に対して財務会計に関する理解が深まるよう指導する。
	委託契約において、財務規則による「暴力団排除条項」を明記していなかった。	起案時には、前例を踏襲することに陥ることなく、常に財務関係法令や事務の手引き等により、適正な手続等を確認した上で処理する。 決裁過程には、一層厳格にチェックを行い、必要な書類内容の確認を徹底するとともに、起案者に対して財務会計に関する理解が深まるよう指導する。

保健医療介護部	<p>賃貸借契約において、財務規則による「暴力団排除条項」を明記していなかった。</p>	<p>監査終了後、暴力団排除条項を入れた契約に変更した。他の契約について、再点検したところ、他に暴力団排除条項が入っていないものはなかった。</p> <p>今後は、暴力団排除条項の記載漏れがないように、契約書作成時に会計事務チェックシートを添付して決裁することとする。</p>
	<p>所属の金庫において、財務規則等で保管することとなっているもの以外の通帳、現金があった。</p>	<p>口座開設以来使用した事績がなく、今後も使用する見込みがないため口座を解約するとともに、口座の新規開設時に必要だと勘違いし提供した職員に現金（100円）を返却した。</p> <p>今後は、職員の財務会計制度に関する知識、理解の向上を図り、適正な事務処理に努める。</p>

27福総373号
平成27年5月27日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 伊藤龍峰様
同 行正晴實様
福岡県監査委員職務執行者 井本邦彦様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月23日26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 粕屋新光園	児童措置弁償金の調定において、徴収月額の設定を誤ったため、徴収不足となっていた。	平成25年6月の認定を、本来受けるべき階層に是正したうえで、正当徴収額と既徴収額の差額を調定し、窓口収納している。 なお、今後このようなことがないよう、副任によりさらなる確認を行うなどチェック機能を強化する。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	需用費の支払いにおいて、財務規則によらず、支出負担行為として整理する時期を誤っていた。	今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。
	報酬及び賃金から源泉徴収していた所得税の国への納付が遅延したため、不納付加算税が発生した。	延滞金が発生する所得税や社会保険料などは、室内に掲示している行事予定表へ記入することで、失念防止を図る。
	支出事務において、財務規則に基づいた事務処理がなされていなかった。	今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。

